

生成 AI と課税

—ロボット課税から AI 利用へ—

渡辺 徹也^{*1}

要 約

本稿では、コロナ禍を経て社会が一層デジタル化していく中で、ロボットや生成 AI の進化が税務に与える影響を多角的に分析する。具体的には、ロボットおよび生成 AI そのものへの課税の是非に加え、課税庁側と納税者側（税理士のような実務家を含む）にとって AI とはどのような存在となりうるのか、換言すれば、生成 AI の登場によって、双方がどのような影響を受け、今後どのように付き合っていくべきなのかという観点から考察を行う。

ロボットの進化に伴う労働市場の変化への対応として、ロボットに対する課税が提案されている。その主な目的は代理としての課税や規制のための課税である。しかし、「ロボット」あるいは「自動化」といった文言の定義が難しいという問題がある。仮に定義の明確化に成功したとしても、国際協調がなければ、課税の回避が可能となる一方で、ロボット課税を導入した国の技術促進は阻害される。なお、AI そのものへの課税の可能性については、AI が経済的自律性を持つような一定の場合に、課税上の人格を与えるような提案もある。

納税者および実務家にとって、生成 AI は有益なツールになりうる。しかし、現状では租税法の複雑さや頻繁な法改正に十分に対応できない。法的責任の観点からも、個別具体的な相談において、AI が税理士の代わりになることは、今は難しい。AI の活用は課税庁にとっても有益で、効率的な税務行政の実現が期待される。ただし、プライバシー保護やデータの収集・管理に関する課題も指摘されている。今後は、課税を取り巻く環境において AI をどのように活用するかが、より一層問われることになるであろう。

キーワード：ロボット課税，生成 AI，デジタル化，イノベーション，税務行政，格差

JEL Classification：K34

I. はじめに

デジタル化が進むなかでのコロナ禍は世の中に様々な変化をもたらした。そのうちの1つが

オンライン・ミーティングである。大学では多くの授業や会議が対面方式から Zoom 等のオン

* 1 早稲田大学法学学術院教授

ライン方式に変わった。学外の仕事の打ち合わせもオンライン方式あるいはオンラインと対面の併用方式が増えた。オンライン・ミーティングの普及によって地方在住者でも参加が容易になり、「距離」を克服したかのような印象を受けるに至った¹⁾。

一方でオンライン・ミーティングには負の側面があること、あるいは対面でなければ達成困難なことの存在も、だんだんと明らかとなってきた。大学における典型的な問題は、試験等を通じた学生の評価方法のあり方として表面化した。カンニング等が大きな懸念材料となってきたのである。そこに ChatGPT などの生成 AI が大きく関わることになる。

オンラインで試験を行うと、受験者が監督官の見えないところで生成 AI に問題を解かせて提出する危険性がある。たとえ口頭試問であっても、Zoom 等の画面に映らない形でパソコンを操作する（あるいは誰かに操作してもらって画面を見る）ことは可能である。持ち帰り試験（take-home exam）やレポート課題の場合、監督官すらいないので懸念はより大きくなる。提

出された答案が、学生自身でリサーチを行い自ら考えて作成したものなのか、それとも生成 AI が作り出したものなのか（あるいはその混合物なのか）判断することに多大な困難を伴うからである²⁾。

これらは大学における喫緊の課題であるが³⁾、租税法における納税者あるいは課税庁という側面から眺めると全く違う景色が見えてくる。その1つとして、生成 AI には適正申告に寄与する側面がある。そこで問われているのは、申告内容を納税者自らが考えたかどうかではなく、申告として内容が正しいかどうかである。納税者の取引について、事前あるいは事後に生成 AI に調べてもらった結果、適正な申告ができるようになるのであれば、それは納税者と課税庁の双方にとって望ましいことになる（そこにカンニングの問題は生じない）。

ただし、AI によって仕事を奪われる人たちが生じることは考えられる。そこには、AI の普及を原因とした失業問題、または失業しないような対策（リスクリング等⁴⁾）といった課題がある。また、生成 AI には、無料でネット上にある無限

1) コロナ禍が終息したとはまだ言い難い状況であるが、社会がそれ以前に戻りつつあるのは事実であろう。しかし、オンライン方式は普及したまま現在も続いている。

2) 直近では、文章や画像を生み出す生成 AI の悪用の一例として、詐欺に関する問題がある。「詐欺師の正体は生成 AI」（2023年12月31日日本経済新聞朝刊1面）は、米 IBM の実験として、「人間と AI が作成した詐欺メールでだまされた人の割合は人間の14%に対し AI は11%だった。AI はわずかに及ばなかったが、メールの作成にかかった時間は人間の16時間に対して5分。詐欺の『効率』が AI で大きく高まっている」としつつ、生成 AI の世界市場が急激に拡大するなかで、「悪用を防ぐ取り組みは緒に就いたばかり」と指摘する。

3) 大学等の HP には生成 AI について種々の方面からの記載がある。例えば、早稲田大学の場合は「生成 AI などの利用について」〈<https://www.waseda.jp/top/news/89507>〉、大阪大学の場合は「評価における生成 AI の影響」〈https://www.tlsc.osaka-u.ac.jp/project/generative_ai/assessment_ai.html〉といったアナウンスがある。また、日本私立大学協会の HP には飯吉透氏（京都大学学術情報メディアセンター／大学院教育学研究科教授）による「生成 AI は教育機関としての大学に何を問いかけるか」〈<https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/753.html>〉という論考が掲載されており、YouTube 上には、木村佐千子獨協大学外国語学部ドイツ語学科教授による「生成系 AI が大学での成績評価に及ぼす影響」〈https://www.youtube.com/watch?v=2KhIbcUJ_30〉という動画がある。これらは生成 AI に関する大学や教員からの発信のほんの一例に過ぎない。なお、本稿で引用するリンクの最終確認日はいずれも2024年1月23日である。

4) 「どうってことないリスクリング AI に仕事を奪われる前に学べきこと」（2023年4月24日朝日新聞デジタル版）は、現在の労働者がリスクリングに追い立てられるようになった理由として、「従業員は、もはや会社をあてにできないからでしょう」という社会学者・橋爪大三郎氏のインタビューを掲載している。そこでは、「状況に適応して、頭を働かせて、人間のネットワークを使って、生きていくために必要な仕事をみつける」「自分の人生はその意味づけによって、いくらでもリッチにできる」という橋爪氏の見解が紹介されている。〈<https://digital.asahi.com/articles/ASR4N4J58R4FUCVL00Q.html>〉

の情報を利用して進化してきたという側面がある。これに関しては、2023 年 12 月に米紙ニューヨーク・タイムズ (NYT) が、生成 AI を手がける米オープン AI と同社に出資する米マイクロソフトを提訴する事態が生じている。NYT の記事を AI の学習用に許可なく使用し、著作権を侵害しているというのが提訴の理由である⁵⁾。

以下では、生成 AI について、上記のような現状等を前提とした上で、その課税に関する側面に焦点をあてる。具体的には、生成 AI そのものへの課税の是非に加え、課税庁と納税者のそれぞれにとって AI とはどのような存在となりうるのか、換言すれば、生成 AI の登場によっ

て双方はどのような影響を受け、今後どのように付き合っていくべきなのかという観点から考察を行う。例えば、国側の視点からすれば、生成 AI は効率的な税務執行に利用可能なツールであるが⁶⁾、納税者の視点からすれば、適正な申告のためだけでなく、節税や租税回避目的に利用できる可能性を有している。

いずれの視点も AI 技術の発展により大きく変化していくであろう。したがって、本稿の考察もまた暫定的・過渡的なものにならざるを得ないが、この段階で論点の洗い出しをして、今後の課題を浮き彫りにするだけでも、検討を行う意味はあるのではないと思われる。

II. ロボットへの課税とその課題

II-1. ロボット課税が議論される背景

近年の急速なデジタル化は、社会および国家のあり方に大きな影響を与える。それを受けた政策論の 1 つとしてロボットへの課税の問題がある⁷⁾。ここでは、生成 AI より比較的早い段階から議論されてきたロボット課税を取り上げて

示唆を得ることにしたい。

ロボットに対する課税論の多くは、ロボット工学の発展が労働市場に与える影響を前提としている。すなわち、多くの企業がロボットを導入して自動化を促進することによって、短期的には失業者が増え、給与に関する税収 (社会保

5) 「NY タイムズ、オープン AI を提訴」(2023 年 12 月 28 日日本経済新聞夕刊 1 面) 参照。

6) 国側の視点からすれば、生成 AI は効率的な税務執行だけでなく、立法過程においても利用できる可能性があり、さらに裁判において AI が威力を発揮することも考えられる。

7) See generally Xavier Oberson, Taxing Robots? From the Emergence of an Electronic Ability to Pay to a Tax on Robots or the use of Robots 9 World Tax Journal 247 (2017), Ryan Abbott & Bret Bogenschneider, Should Robots Pay Taxes, Harvard Law & Policy Review, Vol. 12 (2018), Ryan Abbott, The Reasonable Robot: Artificial Intelligence and the Law, 36 (Cambridge University Press, 2020), Rita de la Feria & Amparo Grau Ruiz, Taxing Robots, in A. Grau (ed.), Interactive Robotics: Legal, Ethical, Social and Economic Aspects (Springer Nature, 2022), Ch 17. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=4045532>. 以下、本稿では主として上記の先行業績をまとめる形で、ロボット課税について概観する。なお、わが国においても、上記 Oberson 論文の紹介として、浅妻章如「AI やロボットに課税すべきか: Oberson 論文紹介」税経通信 73 巻 2 号 2 頁 (2018 年) がある。また、比較的早い時期の論考として、森信茂樹「AI 時代の税制を考える: 格差の是正とロボット・タックス」『デジタル経済と税—AI 時代の富をめぐる攻防』239 頁 (2019 年・日本経済新聞出版)、岩本晃一「ロボット税は雇用を救うか?」税務弘報 68 巻 12 号 2 頁 (2020 年)、野田昌毅・西原隆雅「AI・ロボット課税について」中里実他編『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』224 頁 (2020 年・有斐閣) などがあり、比較的最近の論考として、泉絢也「AI・ロボット税の議論を始めよう—雇用を奪う AI・ロボット」から『野良 AI・ロボット』まで—千葉商大紀要 59 巻 1 号 25 頁 (2021 年)、森信茂樹「AI の発達とロボット・タックス—デジタル社会の分断を避ける公共政策」東京財団政策研究所 HP (May 23, 2022) < <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3998> > などがある。上記先行業績においてもロボット課税には幾つかの種類があることが示されている。

障負担に関する歳入を含む）が大幅に減少することを問題視する。

さらに現行ルールが勤労に重く資本に軽く課税しているため、税制がこのままなら、ロボットの導入はますます進む（現行税制は自動化を優遇していると捉えることが可能である）⁸⁾。自動化によって、新たな需要が生じる職種がある一方で、職を失う者が大量に発生する可能性がある。その悪影響が大きく及ぶのは低賃金・低学歴の労働者であり、結果として格差は拡大する。ロボット課税は、そのような自動化がもたらす課題に対処するものとして提唱される⁹⁾。

ロボット課税の主な目的は、代理としての課税（proxy tax）か規制のための課税（regulatory tax）のどちらか、あるいはその両方であるとされる。代理課税は、労働に対する所得税の歳入減を補い、人間とロボットの間に平等な土俵を作ることを目的としており、規制課税は、ロボット使用の負の外部性を内部化し、自動化のプロセスを遅らせることを目的としている¹⁰⁾。

II-2. ロボット課税の課題

ロボットに対する課税には種々の問題点がある。まず、「ロボット」あるいは「自動化」といった文言の定義が難しく、課税の対象に何がどこまで含まれるのかを明確にすることが容易でな

い¹¹⁾。次に、定義の明確化に成功したとしても、納税者（あるいは潜在的な納税者）は、課税のない海外などにロボットを移動させて租税を容易に回避することができる。さらに、自国におけるイノベーションの促進（ロボットの活用によって生み出されるプラスの社会効果を含む）を税制で抑止することに対して、強い反対論が予想される。

結局、OECD/G20のBEPSプロジェクトが目指した包摂的枠組合意のような国際的なコンセンサスが得られなければ、ロボット課税の緩い国へと技術は逃げていくことになる¹²⁾。そうなれば、イノベーション促進と税収増のどちらも達成できずに終わってしまう。このように、給与所得課税の減少額をロボット課税で補うことには、大きな困難が伴うと思われる。

同じ理由から、自動化によって失業した人への給付やリスクリングのための財源を得ることも難しい。新しい技術の犠牲になる者や企業を減らすために、政府がリスクリング等への補助を手厚くすることは¹³⁾、決して間違った政策ではない。しかし、ロボットに課税することでその財源を賄うことには、実現可能性の観点から無理がある。

一方で、多くの人には自分ではない「他の誰か」に税金を払って欲しいと思いがちであるから、

8) See Abbott & Bogenschneider, *supra* note (7), at 10 and 21 (2018). 給与を軽減する税制は実質的な賃上げを意味するので、そこだけをみれば現在の日本の政府にとっても望ましい結果となる。しかし、給与所得者の数は膨大なので、税収減を回避するためには別の税目（資産税など）への重課が必要になるが、それは容易なことではない。なお、賃上げ税制が功を奏して企業が賃金アップをしても、それだけで自動化が止まるということない。つまり、自動化によって減少する税収をさらに減少させるような税制の導入（給与への軽減）は非常に難しいというのが現状であろう。

9) *Id.*, at 27.

10) See de la Feria & Grau Ruiz, *supra* note (7).

11) See Tatiana Falcão, Should My Dishwater Pay a Robot Tax? 90 Tax Notes Int'l 1273,1275 (Jun 11, 2018); Joachim Englisch, Digitalisation and the Future of National Tax Systems: Taxing Robots? (September 5, 2018). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3244670>.

12) 「第22回新しい資本主義実現会議（令和5年9月27日）」で提示された「新しい資本主義の推進についての重点事項」では「GX, AI, 半導体, バイオ, 量子など未来の成長分野への官民連携での投資促進」があげられているから、先端技術の海外逃避は受け入れ難いであろう。＜<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii-sihonsyugi/kaigi/dai22/gijisidai.html>＞ なお、「新しい資本主義」に関するそもそものプランは、内閣府『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日）』に示されている。

13) 「学び直し補助 中小手厚く」（2024年1月22日日本経済新聞朝刊1面）参照。

ロボットへの課税は受け入れられやすいという側面がある。課税される誰かが、自分でも自分の隣人でもなく、究極の他者であるロボットとする税制は、賛同を得やすいのである（「ターミネーター」や「マトリックス」といった人気映

画でも、ロボットは人類に対する脅威として描かれている）。しかし、それらは直感に基づく反応であり、理論的にロボット課税を支持する根拠にはならない¹⁴⁾。なお、上記ロボット課税の課題は、生成 AI についてもあてはまるものが多い。

Ⅲ．納税者・実務家にとっての生成 AI

Ⅲ－１．納税者自身による利用

一般の個人が何らかの取引等を行う場合、それに対する納税義務がどれくらいになるのかを正確に知ることは、それほど容易なことではない。このことは、程度の差はあるとはいえ、法人にとっても同様にあてはまる。これら潜在的な納税者にとって、課税に関する正確な情報を生成 AI を使って事前に入手することができるのであれば、そのことを非常に心強く感じるであろう。

「贈与税が合法的にかからない方法」や「法人税のかからない合併の要件」といった比較的単純で一般的な質問なら、生成 AI に頼らなくても、単にパソコンで検索をすればある程度の知識を得ることはできる。しかし、個々の納税者が実際に直面している具体的で詳細な事情や条件を前提とした問いであっても、今後の生成 AI 技術の発展次第では、一定の課税結果を予

測できるようになる可能性が高い。

ただし、他の法律と比べても、租税法の内容は複雑で、その分量も多く、かつ頻繁に改正されるから、それほどの時間をかけずに、生成 AI が具体的な事案に対する正確な課税結果を予想できるようになるとは思えない。現状では、単純な質問についても正確な回答が返ってくるには限らない¹⁵⁾。

しかし、生成 AI が複雑な質問に対しても正確な答えを出せるようになれば、納税者にとって有益なツールとなり得る。例えば、納税者がどのような形で取引を行うか迷っている場合に、事前に課税結果を知ることには大変有益であろう。同様に、取引後においても、申告を補助するツールとして生成 AI が有効に機能することが考えられる¹⁶⁾。

したがって、課題の 1 つは、どうやって租税法に関する生成 AI の進化を促すかということに

14) See de la Feria & Grau Ruiz, *supra* note (7).

15) 例えば、「現行法において、1,000 万円を孫に税金を払うことなく移転する方法を教えてください」という質問を ChatGPT 3.5 にしてみると、主たる回答部分として「現在の贈与税法では、親から子への贈与において、特定非課税枠（現行で 1,000 万円まで）が設けられています。この特定非課税枠を利用して、祖父母から孫に 1,000 万円を贈与することができます。贈与の金額が特定非課税枠内であれば、贈与税はかかりません」というものが返ってきた。いうまでもなく、上記の内容は誤りである。そもそも「贈与税法」という存在しない法律を示すというお粗末さである。なお、本稿で引用する生成 AI からの回答の最終確認日はいずれも 2024 年 1 月 23 日である。

また、生成 AI にできるだけ適切な応答をしてもらうためには、AI に対する質問の方法、すなわちプロンプトが重要である。野口悠紀雄『「超」創造法 生成 AI で知的活動はどう変わる?』247 頁（2023 年・幻冬舎新書）参照。

16) 現在でも、国税庁 HP「チャットボット（ふたば）に質問する」にアクセスすれば、個人の国税に関する相談をすることができる。＜<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>＞ なお、チャットボットにおける会話を、生成 AI を使って記録する場合の質について、後掲注（35）参照。

なる¹⁷⁾。なお、この進化は、税理士等にも大きな影響を与え得るが、それについては次で述べる。

Ⅲ－２．実務家（税理士等）の懸念

現在、納税者本人より、生成 AI の台頭に関心を寄せているのは、税理士、会計士、弁護士といった租税法に関わる実務家ではないだろう。これら実務家は、これまで納税者の事前あるいは事後の税務相談にのってきたが、今後は生成 AI の発達によってその座を奪われる可能性がある。

税務申告に関わる業務のなかでも伝統的な記帳代行などは、既に IT 化の影響を強く受けていると考えられる¹⁸⁾。周知の通り、この分野では会計ソフト等の普及が進んでいる。一方で、法律の解釈が絡む税務相談等については、今のところ記帳代行ほどの影響は受けていない。少なくとも日本の現状では、いまだ生成 AI が税理士等の代わりをすることはできないと思われる¹⁹⁾。

既述のように、租税法の条文は数が多く相互に関連しており、かつ頻繁に改正されること、納税者ごとに置かれている状態が異なり、実行

される取引の種類や性質が多岐にわたる場合があることなどは、生成 AI が税理士等の代わりができない理由の一つとなり得る。ただし、生成 AI の進化次第で状況が大きく変化する可能性は否定できない。

Ⅲ－３．ChatGPT 自身の見解

興味深かったのは、この点を ChatGPT 4.0 自身に聞いてみたときの回答である。機械相手とはいえ、ちょっと意地悪な質問であることは承知の上で、「生成 AI はどれくらい税理士の代わりになりますか。具体的な税務相談についてどれくらい適正な回答をすることが出来るでしょうか」と聞いてみた。それに対しては、まず「生成 AI、特に私のような大規模な言語モデルは、基本的な税務に関する情報提供や一般的な相談に対して有用な回答を提供することができます。これには、税法の概要説明、一般的な税務プロセスの説明、特定の税制に関連する基本的な情報の提供などが含まれます」と自らを擁護するような回答をしてきた。

ところが、それに続き「しかし、以下の点に

17) 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—（令和5年6月23日）」17頁では、「24時間いつでも税に関する相談ができる『税務相談チャットボット』を国税庁ホームページに導入しており、『所得税の確定申告』、『年末調整』に加えて、令和4年5月からは『インボイス制度』、令和5年1月からは『消費税の確定申告』についても相談を開始しました。引き続き、その拡充及び精度向上にも努めていきます」と説明している。 < <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf> >

18) Carl Benedikt Frey & Michael Osborne, The Future of Employment: How Susceptible Are Jobs to Computerisation? Technological Forecasting and Social Change 114 (2017) は、コンピュータ化の影響を受けやすい職種を調べ、米国の雇用全体の約47%が高リスクにさらされていると推計する。そして、同論文の別表の278頁では、コンピュータ化の可能性が最も高い職業として、税務申告書作成代行（tax preparers）が上位にランクされている。なお、同じ内容は Oxford Martin School の working paper (September 17, 2013) においても見ることができる。 <https://www.oxfordmartin.ox.ac.uk/downloads/academic/future-of-employment.pdf> 日本の税理士の場合も、記帳代行が主な仕事であるならば、確かに失業の可能性があるのかもしれないが、法律や会計の知識に根ざした税務相談や申告代行が主な業務であれば、会計ソフトの進化によりむしろ恩恵を被っているともいえる。

19) アメリカのタックス・ロイヤーで Tax Analysts のエディターでもある Robert Goulder 氏は、進化する AI と租税に関する実務家をテーマにした Tax Notes の座談会において、実務家達の心の奥底には、自分がプロとして時代遅れになる不安、弁護士や会計士になるために一生懸命努力して資格を獲得したにもかかわらず、クライアントが AI を使うだけで、自分を蚊帳の外に置くようになったらどうしようといった不安が存すると述べている。 See Robert Goulder, Benjamin Alarie and Susan Massey, TaxGPT: Advancing AI and the Tax Profession, 9 (Jun. 9, 2023). < <https://www.taxnotes.com/tax-notes-live/tax-notes-videos/taxgpt-advancing-ai-and-tax-profession/7gvr2> >

において税理士の代わりにはなり得ません」として、以下の4点をあげた。すなわち、①個別具体的な相談への対応、②最新の税法改正に関する情報、③法的責任とコンプライアンス、④対人サービスとカスタマイズである。さすがに自分のことはよくわかっているのか、これらはそれなりに真っ当な回答のように見える。

まず、①について ChatGPT は、「個々のケースに特有の状況や複雑な税務問題に対する具体的なアドバイスは、専門知識と個々のケースへの深い理解を必要とします。税理士は個別のケースに応じた専門的なアドバイスを提供することができます」と述べる。自分（ChatGPT）にはそのような「専門知識と個々のケースへの深い理解」はないから、「専門的なアドバイスを提供すること」はできないということなのであろう。しかし、トレーニング次第で「深い理解」が進む可能性は十分にある。

②については、「税法は頻繁に改正されるため、最新の法律や税制改正に関する情報を常に把握している必要があります。私の知識は最終トレーニング時点までの情報に基づいており、最新の法律改正については把握していない可能性があります」と述べる²⁰⁾。その通りだが、これも将来のトレーニング次第であらう。

③については、「税理士はその提供するサービスに対して法的責任を持ち、特定の法的基準やコンプライアンス要件を満たす必要があります。AI はこのような法的責任を負うことはできません」と述べる。AI が間違いを犯した場合に、誰が責任を負うのかということは、租税法だけ

でなく、他の法分野とも関連する一般的な問題であるが（例えば、自動運転の車が人をはねた場合など²¹⁾）、少なくともここで ChatGPT 自身は、たとえ自らが誤った税務アドバイスをしても「法的責任を負うことはできません」と宣言していることになる。

AI が行った誤ったアドバイスに基づいて、多額の納税義務が生じた場合に誰が法的責任を負うかは、一般的には契約解釈の問題である。また、重要な意思決定に関わる + AI ツールの急速な成長を前提にするならば、立法上の課題として、これらの新しいツールが法的責任に及ぼす影響が考慮されるべきことになろう²²⁾。

④については、「税理士はクライアントと直接コミュニケーションを取り、そのニーズに合わせたカスタマイズされたサービスを提供します。AI は一般的な情報提供には適していますが、対人サービスの代替にはなり得ません」としている。ここには重要な示唆があるように思われる。AI は一般的な情報提供には適しているのだから、そのような AI を利用することで、クライアントごとにカスタマイズされたサービスを提供することこそが、これからの税理士等の存在意義ということになりそうである。やや誇張すれば、AI を上手く利用できる税理士等だけが、今後は生き残ることができるさえいえるかもしれない。

Ⅲ－４．将来における予想図

今後、生成 AI が進化すれば、納税者の問いについてどのような対応がありうるのか。それ

20) この点について、ChatGPT 3.5 では、頻繁に「私の知識は 2022 年 1 月までのデータに基づいています。したがって、2022 年 1 月以降の出来事や情報については知識がありません」とのメッセージが流れる。ChatGPT 4.0 の場合、「2023 年 4 月までのデータに基づいて回答しています」という説明をしている。

21) アメリカでは実際に起こったケースがある。Uber は、2018 年 3 月にアリゾナ州テンピで自動運転車の試験走行を行っていたが、当該試験走行中に、自転車を押して道路を横断していた人をはねて死亡させた。衝突時に運転手は、ストーリーミング・サービスで「ザ・ボイス」を見ていたが、それだけでは Uber を起訴するには不十分だとされた。See Uriel J. Garcia, No Criminal Charges for Uber in Tempe Death; Police Asked to Further Investigate Operator, AZ Central (Mar 5, 2019). <<https://www.azcentral.com/story/news/local/tempe/2019/03/05/no-criminal-charges-uber-fatal-tempe-crash-tempe-police-further-investigate-driver/3071369002/>>

22) See Benjamin Alarie, Rory McCreight, & Cristina Tucciarone, Automated Tax Planning: Who's Liable When AI Gets It Wrong? 180 Tax Notes Federal 2297, 2298 (Sep 23, 2023).

について、Benjamin Alarie トロント大学教授（ビジネス法）が、予想できる具体例の1つをあげているので²³⁾、以下に要約してみる（なお、Alarie 教授は、税務に特化した AI ツールを作成する“Blue J”²⁴⁾という企業の CEO でもあり、その製品の1つとして“Ask Blue J”²⁵⁾というものがある²⁶⁾）。

特定の企業を買収したいと考えている大企業が、AI システムに対して、買収者 X がターゲット Y を買収する場合、どのようなシナリオが考えられるかについて、課税上の効果を含めて質問したとする。まず AI は、素直な方法（plain-vanilla way）を提示する。通常よく行われる取引とそれに対する税負担を最初に示すのである。

次に AI は、税務上アグレッシブな方法を提示する。それは、通常と比べて多段階で迂回的な取引を含むものであり、税務上のリスクを伴うものである。経済的実質主義や段階取引原理によって否認される懸念が存するからである。チャレンジしても成功する可能性は10%くらいしかないが、もし成功すれば（最終的に否認されなければ）、驚異的な節税効果があるとして、具体的な金額が示される。

そして、最後に AI は、租税負担を最小化する取引と否認されない取引との間の最適なトレードオフとしての中間的なシナリオ（Goldilocks scenario）を提示して、これを勧めるのである。

税理士や弁護士等の実務家が登場するのはこの後である。上記 AI が出したシナリオを税理士等が経験に基づいて判断し、文章を作成して、課税庁に事前照会を求めて是認されれば、納税

者は安心して取引に入ることができる。その際に税理士等は、専用の AI を使って分析や文書化等を行うこともあり得る。

これはあくまでも将来図の一例に過ぎないが、ここまでくれば、もはやすべての過程を自動化して、実務家を排除することも可能になるのではないかとさえ思えてくる。この問いに対して、Alarie 教授は、ビジネスの当事者たちが非常に重要な取引を実行する場合には、専門家ならどうするかということを確認したがるものだと答えている²⁷⁾。

そのことを Alarie 教授は、外科手術が自動化された場合の譬え話で説明している。仮にネットで「ある種の手術を行う方法」が検索でき、手術の方法に関するあらゆる情報も入手でき、そして、我が子に手術を施すための素晴らしい道具をレンタルできたとしても、自分（Alarie 教授）が我が子に対して手術を施すなどありえず、外科医のところに連れて行くだろう。たとえ手術が完全に自動化されていて、外科医は念のために待機するけれど、過去にその種の手術で介入する必要は一度もなかったという程度にまで医療技術が進歩したとしても、自分は外科医という専門家の待機と万が一の場合の介入に信頼を置くという。重要な取引に関する税理士の意義も同様であり、AI がどんなに進化しても専門家の存在価値が完全になることはないという譬えであろう。

23) See Goulder, Alarie & Massey, *supra* note (19) at 8.

24) < <https://www.bluej.com/about-us> >

25) < <https://www.bluej.com/ask> >

26) See Benjamin Alarie, Kim Condon, Susan Massey & Christopher Yan, The Rise of Generative AI in Tax Research 179 *Tax Notes Federal* 1509 (May 29, 2023). Blue J については、日本税理士会連合会・国際税務情報研究会「カナダ税制視察調査報告書（2020年3月）」26頁も併せて参照。< <https://www.tains.org/wp-content/uploads/2020/05/カナダ税制視察調査報告書.pdf> >

27) See Goulder, Alarie & Massey, *supra* note (19) at 8-9.

Ⅳ．課税庁にとっての生成 AI

Ⅳ－１．AI そのものの課税

ロボットに対して人と同じように課税する問題については、既に Oberson 教授の先行業績²⁸⁾があるが、AI に対しても同様の議論がある。これは、人に代わって AI に課税するというのではなく、AI そのものを課税の対象にする、すなわち課税上 AI を人として扱うことの是非を問うものである。

AI そのものに課税するには、AI に法的能力が認められなければならないとするならば、それはまだ先の話という意見もあるだろう²⁹⁾。ただ、どういう場合に AI に課税上の人格を認めるべきかという立法論は可能である。

ここでは、あくまでも課税上の人格を論じているので、例えば婚姻に関して AI に権利や義務を観念できるかといったことを取り上げてあまり意味がない。しかし、課税する以上、処分に対して不服申し立てができるか（AI はそのような権利を有するのか）といった問題は、議論の範疇に含めるべきであろう。仮にそうであるとすれば、AI そのものに対する課税を正面から認めるには、やはりまだ時間が掛かるように思える。もっとも、納税義務だけに特化して検討する場合には、権利について考える必要はな

いという見解がありえるかもしれない。

ある論者は、AI が人間と同じように感じるあるいは知覚するという意味での感覚 (sentience) を有するのであれば、そこに課税の根拠を見いだすことができると考えており、そこでいう感覚とは「AI が自分自身と、人間、他の AI エンティティ、その他の周囲の環境との相互作用を認識すること」であるという暫定的な定義付けを行っている³⁰⁾。そして、感覚を持った AI が、開発者との関係においてある程度の経済的自律性 (economic autonomy) を備えている場合に、課税の対象者として扱うことを提唱している³¹⁾。

Ⅳ－２．税務行政における AI の利用

生成 AI は、納税者だけでなく、課税庁にとっても大きな将来性を有している。国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—(令和 5 年 6 月 23 日)」では、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」における項目の 1 つとして、「AI・データ分析の活用」をあげている。そこでは、「AI も活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課

28) 前掲注 (7) 参照。

29) See de la Feria & Grau Ruiz, *supra* note (7).

30) See Lucas de Lima Carvalho & Victor Guilherme Esteche, Sentience as a Prerequisite for Taxing AI, 108 Tax Notes Int'l 1263, 1264 (Dec 5, 2022).

31) *Id.*, at 1266. また、そのような AI に課税しなければ、財やサービスの取引において AI が競争力を享受することを危惧する。*Id.*, at 1268.

税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます」との説明がある³²⁾。また、OECDの報告書「税務行政3.0」³³⁾を引用し、当該報告書が描く世界の説明の一部として、「税務行政は、…人とハイテクが融合した組織となる」「重要なのは、人のスキルとAIなどのサポートツールを融合し納税者の誤りを防ぎ、コンプライアンスを高めること」という部分を紹介している³⁴⁾。

生成AIを上手く利用すれば、課税庁内部におけるデータ分析、その結果の管理および利用が効率化・高度化され、マンパワーの節約になることが予想される³⁵⁾。例えば、アメリカの内国歳入庁（IRS）は、インフレ抑制法（IRA）により認められた資金を使って、効率性とコンプライアンスの取り組みを改善するためのプロ

グラムを2023年9月に発表した³⁶⁾。そのなかでも高度なAI技術の活用が、税務行政における技術革新の具体的な例として示されている³⁷⁾。たしかに、課税庁による生成型AIの導入は、文書の作成などの複雑なタスクを簡略化し、効率性を高めることに繋がり得る。しかし一方で、納税者のプライバシー保護あるいは機密保持についても考慮されなければならない³⁸⁾。

なお、生成AIによるデータの分析等のためには、まずデータの収集が必要になる。この点に関してフランスでは、2021年2月のDecree No. 2021-148³⁹⁾により、3年間の試験期間を設定して、Facebook、Twitter（現在のX）、Instagram、eBayなどのオンライン・プラットフォームにおいて無料で公開されている情報

32) 国税庁・前掲注（17）21頁。このうち、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定については、「収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています」と説明されている。一方で、滞納者への最適な接触方法等の予測については、「BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります」と述べられている。

33) See OECD (2022), *Tax Administration 3.0 and the Digital Identification of Taxpayers: Initial Findings*, OECD Forum on Tax Administration, OECD, Paris, <https://doi.org/10.1787/3ab1789a-en>.

34) 国税庁・前掲注（17）32頁参照。See also OECD (2023), *Tax Administration 2023: Comparative Information on OECD and Other Advanced and Emerging Economies*, OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/900b6382-en>.

35) 国税庁のチャットボットについては前掲注（16）で既に触れたが、コールセンター業務などでは、生成AIの活用によって、チャットボットの会話内容を残す場合の記録の質が向上するようである。記録の質が上がれば、その後のデータ分析にも資することになる。「顧客対応時間 AIで半減」(2024年1月15日日本経済新聞朝刊7面) 参照。

36) See IR-2023-166 (Sep 8, 2023). < <https://www.irs.gov/newsroom/irs-announces-sweeping-effort-to-restore-fairness-to-tax-system-with-inflation-reduction-act-funding-new-compliance-efforts> >

37) *Id.* IRSは「人工知能（AI）を活用した最大規模のパートナーシップに焦点を当てたパイロット事業の拡大」として、当該プログラムの発表時である2023年9月末までに、ヘッジファンド、不動産投資パートナーシップ、上場パートナーシップ、大手法律事務所など、さまざまな業界を代表する米国最大のパートナーシップ75社の調査を開始するとしている。See also Robert Kovacev & Omar Hussein, *Fast-Tracking IRS Internal Operations Through Generative AI*, 181 *Tax Notes Federal* 1753 (2023).

38) Kovacev & Hussein, *supra* note (37), at 1757 は、AIプログラムの実装について、歳入法典6103条や7213A条にいう機密保持の要件が考慮されねばならない旨を述べる。

39) < <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043129895> >

を収集し、税務申告における不正の発見のために課税庁が利用することを認めた⁴⁰⁾。ただし、プライバシー保護等の観点から、データの収集方法や収集後のデータの扱いには一定の配慮が施されている⁴¹⁾。

また、財産税に関するものであるが、フランス公共財政総局 Direction générale des Finances publiques (DGFip) は、2021 年 10 月から AI 監視試験的プログラムにより、納税者の所有地にある未申告のスイミング・プールを検出できるようになった⁴²⁾。プール付きの不動産の価値は高く評価されることになるから、この検出により 1,000 万ユーロ以上の財産税が

遡って回収できるようになったと 2022 年 8 月に発表している⁴³⁾。したがって、当該試験的プログラムは成功したように見えるが、ソフトの誤作動や誤探知など今後の課題も残された⁴⁴⁾。

これら 2 つのフランスの例は、どちらかといえば AI による情報収集・監視の側面が強くあらわれているように思える。そして、IRS の例までを併せてみるならば、生成 AI システム導入による効率性とプライバシー保護のバランスが重要であることがわかる⁴⁵⁾。

40) 当該 Decree によって、税務当局はこれらのサイトにおいて利用可能なテキスト、画像、写真、ビデオ、識別可能な個人情報に自由にアクセスすることができることになる。このような扱いを不当として、フランスのデジタル権利擁護団体である La Quadrature du Net が収集されたデータの無効化等を求めて訴訟を起こしたが、Conseil d'Etat は 2022 年 7 月 22 日にこの訴えを退けている。< <https://www.conseil-etat.fr/fr/arianeweb/CE/decision/2022-07-22/451653> >

41) パスワードで保護されたデータにアクセスしたり、データにアクセスするためにログイン・プロフィールを作成したりすることはできず、顔認識技術を使用することもできない。機密データや無関係なデータは、収集後最大 5 日以内に破棄しなければならず、税務調査に必要なデータは、破棄する前に安全なサーバーに最大 1 年間保管することができる。上記 Conseil d'Etat の判決では、このようにアクセスできるデータの範囲に制限が設けられていることや、税務調査と無関係なデータ等が迅速に排除されることが考慮された。See Sarah Paez, Tax Authorities Can Use Social Media Data, French Court Finds, 107 Tax Notes Int'l 593 (Aug 1, 2022).

42) 2021 年 10 月 10 日の新聞 (Le Parisien) によると、税務当局は 10 月中旬に 9 部門で「イノベーション・ランド (Foncier innovant)」実験を開始し、航空写真に基づいて造成された土地と流域の申告を検証するためのツールを導入した。< <https://www.leparisien.fr/economie/impots/lutte-contre-la-fraude-fiscale-la-chasse-aux-piscines-non-declarees-est-ouverte-10-10-2021-NEO4Z7ECTJFGBBZEM5FVQ4X6JL.php> > フランスの不動産所有者は、地中スイミング・プール (in-ground swimming pools) の建設など不動産の価値を高めるような恒久的変更を行った場合、90 日以内に申告しなければならないことになっているが、それを怠る富裕層が後を絶たないための対抗措置である。

43) Twitter (現在の X) と新聞 (Le Parisien) の両方において発信している。< https://twitter.com/dgfiip_officiel/status/1564183168009342981 > < <https://www.leparisien.fr/economie/impots/la-traque-aux-piscines-non-declarees-a-deja-rapporte-10-millions-deuros-au-fisc-28-08-2022-EZDWG7YDLJE7VBLXVMRDREF6BQ.php> >

44) このプログラムでは 30% のエラー率が報告されており、その主な原因は、ソフトウェアが地上プール (above-ground pools) や非永続的なプール (nonpermanent pools) を恒久的な課税対象建造物と間違えているためだという。See Sarah Paez, French Tax Authorities Recover €10 Million From AI Surveillance, 107 Tax Notes Int'l 1160 (Sep. 5, 2022).

45) 米国下院規則委員会 (The House Rules Committee) は、2023 年 11 月 6 日の決定において、コンプライアンス活動における AI 技術の使用を禁止する提案を退け、税務執行における IRS の AI 使用を調査する修正案を審議することにした。当該修正案は、AI の使用によって回収された金額、AI の意思決定プロセスにおける人的管理 (human controls)、プライバシーの保護措置、AI が選択した税務調査のうち納税額に変化がなかった件数に関するデータの提出を求めている。See Doug Sword, House Will Consider Studying IRS Use of AI, Nixes Ban, 181 Tax Notes Federal 1286,1287 (Nov. 13, 2023).

V. 生成 AI の問題点

V-1. 不正確な回答・幻覚、透明性の欠如

生成 AI は、平気で嘘をつくといった問題行為を行う。これは、一般にハルシネーション（hallucination：幻覚）として知られている⁴⁶⁾。租税法に関する回答についても、そのような現象がみられる。

試しに、「法人税法 190 条はどのようなことについて規定しているのでしょうか」という質問を ChatGPT 4.0 にしてみた。それに対する返答は、「日本の法人税法第 190 条は、租税特別措置法に基づく特別な税制優遇措置を受けた場合に、それに関連する所得についての追加報告義務に関する規定です。具体的には、租税特別措置法による特別措置を受けた法人が、その特別措置に関連する所得金額や損金の額などを、法人税の申告書に附属する別表に記載し、申告することを義務付けています。この規定の目的は、税制優遇措置の適用を受ける法人が、その適用に関する詳細を明確に申告することで、税務当局が適正な税務管理を行うための情報を得るこ

とにあります。これにより、税制優遇措置の適切な実施と、税務透明性の向上が図られることが期待されます」というものであった⁴⁷⁾。

法令データベース「e-Gov 法令検索」⁴⁸⁾や市販の税務六法等で確認すれば明らかであるが、現行法人税法は 163 条までしかない。つまり、法人税法 190 条は存在しない規定である。ChatGPT がこのようなねつ造した回答をしているうちは、とても税理士等の専門家に取って代わることはできないであろう⁴⁹⁾。

仮に税務に関わる業界全体において生成 AI が広く使用されることになると、不正確または虚偽の情報やデータが急増し、その結果、納税者の提出物や課税庁が依存する外部データ（ベンチマークに使用される比較対象データなど）の正確性も大きく減じられる⁵⁰⁾。AI によって作られた虚偽データに対して別の AI が反応するという、負のスパイラルに陥る危険性もある。しかし、何が本物で何が AI により作成された偽物かを正確に識別することは難しい⁵¹⁾。した

46) 野村総研 HP「ナレッジ・インサイト」の「用語解説」では、「ハルシネーションとは、人工知能（AI）が事実に基づかない情報を生成する現象のことです。まるで AI が幻覚（＝ハルシネーション）を見ているかのようになり、もっともらしい嘘（事実とは異なる内容）を出力するため、このように呼ばれています」と説明されている。
< <https://www.nri.com/jp/knowledge/glossary/1st/ha/hallucination> >

47) 念のため他の条文でも試してみた。今度は「法人税法 200 条について教えてください」と ChatGPT 4.0 に問うたところ、「法人税法第 200 条は、日本の法人税に関する重要な規定です。この条文は、法人税の申告、納税、還付に関する手続きを規定しています。具体的には、法人税の申告期限、納税の方法、還付を受けるための条件などを定めています」という返答であった。

48) < <https://elaws.e-gov.go.jp/> >

49) ChatGPT が幻覚を起こすときにやっていることは、利用可能に見える用語や特定の根拠のように見えるものに基づく推測であり、それで答えが得られない部分については、そのギャップを埋めるための推測であると説明される。Cara Griffith, Mindy Herzfeld, Sharda Cherwoo, Caitlin Tharp による 2023 年 6 月 6 日に行われた Tax Notes の座談会 AI in Tax: Possibilities and Challenges (“Taxing Issues” webinar) における Caitlin Tharp の発言 (at 0:25:43.8)。< <https://www.taxnotes.com/featured-analysis/ai-tax-possibilities-and-challenges-transcript/2023/06/14/7gw49> >

50) See Sam Sim, Artificial Intelligence and Taxation at the Dawn of Generative AI, 112 Tax Notes Int’l 1647, 1657 (Dec 18, 2023).

51) *Id.*

がって、現段階で生成 AI の幻覚を完全に防ぐことが不可能であるならば、回答に対する専門家のチェックは不可避ということになる⁵²⁾。

なお、生成 AI は回答にあたり根拠を示さないことが多い。仮に生成 AI の回答が正確であるように見えるとしても、その根拠を示さなければ、内容が本当に正しいのかどうかの判定ができない⁵³⁾。いったん質問をすれば、すぐにもっともらしい回答が出てはくるけれど、なぜそのような内容の回答になったのか検証できないのであれば、生成 AI はブラックボックスと化してしまう。その意味で現在の生成 AI は透明性を欠いていることになる⁵⁴⁾。

V-2. 生成 AI を使った税金詐欺

生成 AI の存在によって、納税者が脅威にさらされることがある。その1つとして、生成 AI が詐欺に使用される場合があげられる。生成 AI を使えば、詐欺メールは自動で作れるといわれる⁵⁵⁾。また、生成 AI を使って声を本人そっくりにしたニセ電話詐欺などの被害も拡大している⁵⁶⁾。生成 AI が悪用される危険については、税金に関係する詐欺であっても決して例外ではな

いであろう。

実際、アメリカでは、上院財政委員会の Ron Wyden 委員長を含む4人の上院議員たちが、IRS 長官に対して税金詐欺 (tax scams) に関する対応を要請している⁵⁷⁾。すなわち、納税者を狙うサイバー犯罪者たちが、ディープフェイクや ChatGPT 等の新たな AI ツールを使用して個人財務情報を盗み、偽の罰金や税金を支払わせることを意図した欺瞞的な税金詐欺を行っている可能性があるとして、当該議員たちが IRS に対して、使えるツールをすべて活用して詐欺を防止するように求めているのである。

従来の詐欺メッセージでは、明らかにそれとわかる特徴 (スペルミスや文法ミス、不正確な税法の参照等) がみられたが、新しい AI ツールによって生成された税金詐欺は、そのような特徴を有さず、高齢者や中小企業など弱い立場にある納税者を騙すために専門的に調整されているという⁵⁸⁾。

そして議員たちは、IRS が AI ツールを使った詐欺の増加にどのように対処する予定なのか、この問題について納税者や専門家をどのように教育する予定なのか、実際に IRS は AI を

52) 生成 AI は、それだけで自動運転 (オートパイロット) するまでには未だ至っておらず、副操縦士 (コパイロット) として仕事に利用する段階にあるといえる。なお、「マイクロソフト 365」を AI で支援する機能として「コパイロット (副操縦士)」というものがある。「Microsoft、業務ソフトの AI 支援を月 20 ～ 30 ドルで提供」(2024 年 1 月 16 日日本経済新聞 Web 版) 参照。< <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN158SR0V10C24A1000000/> >

53) See Alarie et al. *supra* note (26), at 1514.

54) このような透明性の欠如から生じる問題は、税務調査など執行に関わる事項を生成 AI に依存した場合にも顕在化するおそれがある。See Mindy Herzfeld, Godlike AI: Disrupter of Tax Worlds, 110 Tax Notes Int'l 571, 572 (May 1, 2023).

55) 前掲注 (2) の日本経済新聞記事を参照。いわゆる「ビジネスメール詐欺」等の犯罪が増えてきている原因の1つにも生成 AI の存在があるという。

56) 「『AI 犯罪』がやっぱり始まってしまった」(2023 年 6 月 9 日東京新聞 Web) 参照。< <https://www.tokyo-np.co.jp/article/255568> >

57) See Margaret Hassan, Charles Grassley, Ron Wyden & James Lankford, Senators Urge Werfel to Counter AI-Generated Tax Scams, 2023 TNTF 85-22 (May 2, 2023).

58) *Id.* 議員たちは、その一例として、ChatGPT が、1,450 ドルの税金還付を受けるには、個人の財務情報を返信する必要があるとする IRS からの偽メールを生成したことをあげている。

使った詐欺の報告を受けているのかについて、回答を求めている⁵⁹⁾。

なお、生成 AI がいかに巧妙な文章を作成できるとしても、その背後には当該文章を詐欺に使用する者（詐欺師）が存在しているはずである。敵は詐欺の表舞台にいる生成 AI だけでなく、むしろそれを操っている者である。そうであるならば、税金詐欺を防止するために登用する人材もまた、税務および生成 AI 等のテクノロジーに詳しくなければならない。

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—」の参考資料における「データ活用推進のための人材確保、人材育成」部分において国税庁は、「国税専門官採用試験に『理工・デジタル系』の試験区分を新設しており、これを通じて採用した人材も含めて、データ活用を推進するための人材を研修等を通じて育成します」と述べている⁶⁰⁾。日本においても、今後はデータ活用の推進に加えて、税金詐欺に有効に対抗できる人材の確保・育成という目的を視野に入れておくべきであろう。

V-3. その他（租税回避および脱税に関するアイデア提供）

生成 AI がもたらす上記以外の税務上の課題としては、既に触れたプライバシーの問題や租税回避に関する問題といったものがある。特に後者は、生成 AI によって、不当あるいは濫用的な租税回避、さらには周到な脱税に関するアイデアが生み出される懸念に繋がる⁶¹⁾。今後、生成 AI は、個々の納税者にとって最も租税負担を少なくする行為、あるいは仮に違法であつても最も摘発されにくい行為であつて、およそ人間では考えつかないようなものを難なく見つけ出すようになるかもしれない。

一方で、そのような不当あるいは違法な行為等を解釈および立法で防止するためにも、生成 AI の存在が不可欠になる。結局、納税者と課税庁・立法府との間において、せめぎ合いが続くことには変わりはないが、双方における生成 AI の利用によって、様相はこれまでと大きく異なってくる可能性がある。また、生成 AI の存在を前提にすれば、課税逃れに対するルール作りや執行における国際協調が今まで以上に重要になるであろう。

VI. おわりに

ロボットや生成 AI 等の急速な発展を課税によって押さえ込むことは難しく、これら新技術

の登場によって、何らかの形で仕事を失う人たちが発生することは事実であろう。最大の懸念

59) *Id.* 4 人の上院議員のうちの 1 人である Hassan 議員は、2023 年 4 月 19 日の公聴会で IRS の Daniel Werfel 長官に対して、ChatGPT の危険性についてどう対処するのか質問した。それに対して長官は、IRS はインフレ抑制法によって認められた追加資金を、詐欺から納税者を守るために使いたいとした上で、「世の中に出回っている詐欺のポートフォリオとそれを発見する方法についての理解という点で、IRS は非常に良い状態にある。しかし、我々にはまだやるべきことがたくさんある」と述べたとされる。See Cady Stanton, Senators Question IRS Readiness For AI-Generated Tax Scams, 179 Tax Notes Federal 1050 (May 8, 2023). See also Joseph DiSciullo, Senators Urge Commissioner to Counter AI-Generated Tax Scams, 179 Tax Notes Federal 1187 (May 15, 2023).

60) 国税庁・前掲注 (17) 39 頁参照。

61) See Benjamin Alarie, AI and the Future of Tax Avoidance, 181 Tax Notes Federal 1809 (Dec 4, 2023).

は、技術革新によりホワイトカラー労働者にまで大きな影響が出ることである⁶²⁾。給与所得に関する大幅な税収減が起こるとすれば、増収のために何らかの対応が必要となるが、有効な解決策が見いだせているとはいえない状況である。また、生成 AI を使った税金詐欺や脱税への対処も重要な課題である⁶³⁾。

一方で、生成 AI の有効利用についても考えておかねばならない。ビル・ゲイツ氏は、2017 年 2 月の QUARTZ のインタビュー⁶⁴⁾で、ロボットが人と同じ仕事をするようになったら、人と同じレベルで税金を課すべきだと主張した。しかし、2024 年 1 月の CNN のインタビュー⁶⁵⁾においてゲイツ氏は、AI の発展がすべての人の生活を楽しむだろうと予測している。また、ChatGPT 4.0 の「劇的」な進化を歓迎しており、教育、医療分野への応用に強い期待を示した。

そこに課税についての言及はない。およそ 7 年の歳月を経て、ロボットへの課税から、生成 AI の有効利用へと重点がシフトしているようにも見える⁶⁶⁾。

課税を取り巻く環境においても、今後 AI をどのように活用するかが、より一層問われることになろう。テクノロジーの進歩は、ときとして我々の予想を超えることがある。ここ数年における AI 技術の急速な進展は、その典型例といっても過言ではない⁶⁷⁾。当分は、AI に関する課税問題から目が離せそうにない。本稿における検討はその足がかりを示したに過ぎず、その内容も時間の経過とともに修正を迫られるかもしれない。それでも現状と課題および将来の可能性を認識することには、一定の意義があったように思う。

(2024 年 2 月 1 日脱稿)

参 考 文 献

浅妻章如 (2018) 「AI やロボットに課税すべきか—Oberson 論文紹介—」『税経通信』第 73 巻, 第 2 号, pp.2-3

泉絢也 (2021) 「AI・ロボット税の議論を始め

よう—『雇用を奪う AI・ロボット』から『野良 AI・ロボット』まで—」『千葉商大紀要』第 59 巻, 第 1 号, pp.25-51

岩本晃一 (2020) 「ロボット税は雇用を救うか?」

62) Bradford DeLong カリフォルニア大学バークレー校教授は、「経済教室：生成 AI、恐るるに足らず」(2024 年 1 月 4 日日本経済新聞朝刊 15 面)において、「今回の IT の波が、ホワイトカラーの快適で特権的な地位を満喫していた人々に雇用不安を引き起こす可能性が高いことは認めるが、政府はうまく対処できるはずだ」と述べている。

63) 世界経済フォーラム (WEF) の年次総会 (ダボス会議) でも、AI の悪用を防ぐため規制を強めるか、技術を広く開放して透明性を高めるかが議論されており、対応策を巡る主張は二分している。「AI 開放か規制か、主張二分」(2024 年 1 月 19 日日本経済新聞朝刊 13 面) 参照。

64) See Kevin J. Delaney, The Robot That Takes Your Job Should Pay Taxes, Says Bill Gates, Quartz (Feb 17, 2017). < <https://qz.com/911968/bill-gates-the-robot-that-takes-your-job-should-pay-taxes> >

65) See Jordan Valinsky, Bill Gates Explains How AI Will Change Lives in 5 Years, Houston Style Magazine (Jan 16, 2024). < <https://stylemagazine.com/news/2024/jan/16/bill-gates-explains-how-ai-will-change-lives-5-yea/> > 「ビル・ゲイツ氏、『AI で 5 年後の暮らしはこう変わる』」(2024 年 1 月 17 日 CNN.co.jp) も参照。< <https://www.cnn.co.jp/tech/35214006.html> >

66) ただし、マイクロソフトはオープン AI と数十億ドル規模のパートナーシップを結んでおり、ゲイツ氏は現在もマイクロソフトの大株主の 1 人であることを忘れてはならない。

67) 生成 AI の先に待っているのは、数百万種類の作業に対応し、自律的に問題を解決する「万能 AI」だといわれる。「万能 AI がもたらす未来」(2024 年 1 月 9 日日本経済新聞朝刊 15 面) 参照。校正時において、Google が「Bard」をさらに発展させて「Gemini」と改称することを知った。「グーグル 生成 AI 刷新」2024 年 2 月 9 日日本経済新聞朝刊 15 面参照。

- 『税務弘報』第68巻, 第12号, pp.2-3
- 国税庁 (2023) 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」2023年6月23日記事 < <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/index.htm> > (2024年1月23日閲覧)
- 内閣府 (2023) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」2023年6月16日記事 < https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html >
- 日本税理士会連合会・国際税務情報研究会 (2023) 「カナダ税制視察調査報告書 (2020年3月)」
- 野口悠紀雄 (2023) 『『超』創造法 生成AIで知的活動はどう変わる?』幻冬舎新書
- 野田昌毅・西原隆雅 (2020) 「AI・ロボット課税について」中里実他編『デジタルエコノミーと課税のフロンティア』pp.224-236
- 森信茂樹 (2019) 『デジタル経済と税—AI時代の富をめぐる攻防』日本経済新聞出版
- 森信茂樹 (2022) 「AIの発達とロボット・タックス—デジタル社会の分断を避ける公共政策」 < <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3998> > (2024年1月23日閲覧)
- Ryan Abbott (2020) “*The Reasonable Robot: Artificial Intelligence and the Law*,” Cambridge University Press.
- Ryan Abbott & Bret Bogenschneider (2018) “Should Robots Pay Taxes: Tax Policy in the Age of Automation,” *Harvard Law & Policy Review*, Vol. 12, 145.
- Benjamin Alarie (2023) “AI and the Future of Tax Avoidance,” *Tax Notes Federal*, 1809.
- Benjamin Alarie, Kim Condon, Susan Massey & Christopher Yan (2023) “The Rise of Generative AI in Tax Research,” *Tax Notes Federal*, 1509.
- Benjamin Alarie, Rory McCreight & Cristina Tucciarone (2023) “Automated Tax Planning: Who’s Liable When AI Gets It Wrong?” *Tax Notes Federal*, 2297.
- Rita de la Feria & Amparo Grau Ruiz (2022) “Taxing Robots,” in A. Grau (ed.), *Interactive Robotics: Legal, Ethical, Social and Economic Aspects*, Ch. 17 (Springer Nature, 2022).
- Lucas de Lima Carvalho & Victor Guilherme Esteche (2022) “Sentience as a Prerequisite for Taxing AI,” *Tax Notes Int’l*, 1263.
- Kevin J. Delaney (2017) “The Robot That Takes Your Job Should Pay Taxes, Says Bill Gates,” *Quartz*.
- Joseph DiSciullo (2023) “Senators Urge Commissioner to Counter AI-Generated Tax Scams,” *Tax Notes Federal*, 1187.
- Joachim Englisch (2018) “Digitalisation and the Future of National Tax Systems: Taxing Robots?” Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3244670> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3244670>.
- Tatiana Falcão (2018) “Should My Dishwater Pay a Robot Tax?” *Tax Notes Int’l*, 1273.
- Carl Benedikt Frey & Michael Osborne (2017) “The Future of Employment: How Susceptible Are Jobs to Computerisation?” *Technological Forecasting and Social Change*, 114.
- Uriel J. Garcia (2019) “No Criminal Charges for Uber in Tempe Death; Police Asked to Further Investigate Operator,” AZCentral.
- Robert Goulder, Benjamin Alarie & Susan Massey (2023) “TaxGPT: Advancing AI and the Tax Profession,” *Forbes*.
- Margaret Hassan, Charles Grassley, Ron Wyden and James Lankford (2023) “Senators Urge Werfel to Counter AI-Generated Tax Scams,” 2023 TNTF 85-22.
- Mindy Herzfeld (2023) “Godlike AI: Disrupter of Tax Worlds,” *Tax Notes Int’l*, 571.
- Robert Kovacev & Omar Hussein (2023) “Fast-Tracking IRS Internal Operations Through Generative AI,” *Tax Notes Federal*, 1753.
- Xavier Oberson (2017) “Taxing Robots? From

- the Emergence of an Electronic Ability to Pay to a Tax on Robots or the Use of Robots,” *World Tax Journal*, 247.
- OECD (2022) *Tax Administration 3.0 and the Digital Identification of Taxpayers: Initial Findings*, OECD Forum on Tax Administration, OECD, Paris
- OECD (2023) *Tax Administration 2023: Comparative Information on OECD and Other Advanced and Emerging Economies*, OECD Publishing, Paris
- Sarah Paez (2022a) “Tax Authorities Can Use Social Media Data, French Court Finds,” *Tax Notes Int’l*, 593.
- Sarah Paez (2022b) “French Tax Authorities Recover €10 Million From AI Surveillance,” *Tax Notes Int’l*, 1160.
- Sam Sim (2023) “Artificial Intelligence and Taxation at the Dawn of Generative AI,” *Tax Notes Int’l*, 1647.
- Cady Stanton (2023) “Senators Question IRS Readiness For AI-Generated Tax Scams,” *Tax Notes Federal*, 1050.
- Doug Sword (2023) “House Will Consider Studying IRS Use of AI, Nixes Ban,” *Tax Notes Federal*, 1286.
- Jordan Valinsky (2024) “Bill Gates Explains How AI Will Change Lives in 5 Years,” *Houston Style Magazine*.